

届出のチェックリスト【当初】

凡例

◎: 必要(省令で定められた図書等) △: 場合により必要
○: 必要(県細則等で定められた図書等) -: 不要

書類・図面の名称 (様式)	擁壁等の 除却	公共施設 用地の 転用	特定盛土等規制区域 における小規模工事 27条		明示等すべき事項	原本の 必要	チ ェ ッ ク
	21、40 第3項	21、40 第4項	形質の 変更	土石の 堆積			
全般(共通事項)	○	○	○	○	本チェックリストを提出時に添付すること。 届出にかかる補正は、電子(メール等)による対応も可とする。 図中の標高は、T.P.(東京湾中等潮位)で明示すること。 【提出方法】 ◆書面の場合 - 必要部数: 2部(正副: 副は返却用) - 書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 - 図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) - 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ◆電子の場合※ - PDF形式を基本とし、書類等の名称とファイル名称が整合していること。 ※原本(書面)の提出を求める書類等があるので注意してください。(当リスト「原本の必要」の欄を参照のこと。) - 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 - 図面の名称、番号とファイル名称が整合していること。		□
書類1	届出書						
擁壁等に関する 工事の届出書 (様式第十七)	◎				以下のいずれかの全部または一部除去工事を行う場合に、その工事に着手する日の14日前までに届け出ること。 ①擁壁又は崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等 - 宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 - 届出者の押印は求めない。 - 寸法、延長等の数値は、小数第二位まで記入すること。 <土地の所在地および地番> - すべての地番を記入すること。 - なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。 <行おうとする工事の種類及び内容> - 除去工事の対象物および高さ、寸法、延長などの規格等を記入すること。(造成計画平面図等と整合させること)		□
公共施設用地 の転用の届出 書 (様式第十八)		◎			公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合に、その転用した日から14日以内に届け出ること。 - 宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 - 届出者の押印は求めない。 - 面積の数値は、小数第二位まで記入すること。 <土地の所在地および地番> - すべての地番を記入すること。 - なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。 <転用前及び転用後の用途> - 具体的な土地利用の用途を記入すること。(登記事項証明書に記載の地目など)		□

書類・図面の名称 (様式)	擁壁等の 除却 21、40 第3項	公共施設 用地の 転用 21、40 第4項	特定盛土等規制区域 における小規模工事 27条		明示等すべき事項	原本の必要	チェック
			形質の 変更	土石の 堆積			
特定盛土等に関する工事の届出書 (様式第十九) または 土石の堆積に関する工事の届出書(様式第二十)			◎	◎	当該工事に着手する日の30日前までに届け出ること。 ※なお、当該届出が受理された後、工事着手するまでに標識(様式第二十三または二十四)を掲示するとともに、別途、工事着手届出書(県規則様式第10号)を必要書類と併せて提出する必要があります。 【共通】 ・宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 ・届出者(工事主)の押印は求めない。 <工事施行者住所氏名> ・未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。 <土地の所在地及び地番> ・すべての地番を記入すること。 なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。 ・代表地点(中心付近)の緯度経度は、世界測地系に従った現地計測や国土地理院が公表している地理院地図で確認するなどし、秒の値を少数第一位まで記入すること。 <数値記入欄> ・面積、高さ、体積(土量)、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 <予定年月日欄> ・工事完了予定年月日は、予定年月日または「着手後約○○日間」と記入すること。(工事期間は、工程表と整合させること。) <その他必要な事項> ・他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。 【形質の変更】 ・「工事着手前の土地利用状況」は、宅地、農地等または公共施設用地のうち該当するものを記入すること。 ・「工事完了後の土地利用」は、完了後の具体的な土地利用の用途および建築物等の建築の有無を記入すること。(設計説明書 設計の方針の「事業の目的」欄と整合させること。) ・「盛土のタイプ」について、該当する盛土のタイプに「○」印を記入すること(複数選択可) (1)平地盛土:勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土:勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土 ・「盛土又は切土の高さ」は、行為によって生ずる最大標高差を記入すること。(盛土と切土が混在する場合は、盛土と切土を行った後の地盤面で最も高い標高と最も低い標高の差が最大標高差となる。) なお、次の行為は、高さの判断において、盛土等として取り扱わない。 ○舗装(アスファルト、コンクリート)≠盛土 ○擁壁の設置に伴う基礎掘削≠切土 ・「擁壁」、「崖面崩壊防止施設」及び「排水施設」は、種別、規格毎に記載するものとし、欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。 なお、該当がなければ、「該当なし」と記載すること。 【土石の堆積】 ・「工事施行者住所氏名」は、工事の請負契約の請負人または自ら工事をする者について記載すること。 ・「工事の目的」は、「ストックヤード運営事業」など具体的な目的を記入すること。 ・「堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」について、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。「別紙のとおり」と記載し別紙を添付してもよい。		□

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却 21、40 第 3 項	公共施設 用地の 転用 21,40 第 4 項	特定盛土等規制区域 における小規模工事 27 条		明示等すべき事項	原本の 必要	チ ェ ッ ク
				形質の 変更	土石の 堆積			
書類 2	委任状 (任意様式)	△	△	△	△	代理人による申請の場合に添付すること。 押印は求めないが、当該代理人が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。 ・日付、委任する内容(変更ほか該当条項にかかる手続き全般) ・委任を受ける方の住所氏名、連絡先		□
書類 3	設計に関する書類							
3-1	設計説明書 (第 4 -1 号 様式)	○	○	○	○	【共通】 ・申請書等の記載内容と整合させ、記入欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 ・「設計の方針」では、事業の目的、当該区域を選定した理由、事業区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画上注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 ・「事業区域内の土地の現況」では、土地の地目、その面積及びそれらの割合ならびに行為の妨げとなる建築物等を記入すること。 ・「土地利用計画」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積及びその割合を説明すること。 ・「公益施設の整備計画」では、公益施設の規模、構造等について記載すること。また、公益施設の管理者となるべき者および公益施設の用に供する土地の帰属に関することも記入すること。(公共施設:道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設については、設計説明書(公共施設の整備計画)および新たに設置される(従前の)公共施設一覧表に整理して記入すること。) ・記入の必要のない欄は斜線を引くこと。 【擁壁等の除却】 ・基本方針は、 ①撤去する構造物の種類(L型擁壁、練積み擁壁、U型水路など)、高さ、寸法、延長等の規格、 ②除却後の当該箇所等の処理(切土により地盤高を下げたうえで再度擁壁設置(種別、規格等も記載)、のり面処理、排水勾配を確保する地盤造成、U型水路復旧(種別、規格等も記載)など)、 ③①および②に伴う造成計画(切盛土(面積、最大高さ)、擁壁(種別、全高さ、見え高さ)を記入すること。 【公共施設用地の転用】 ・基本方針は、 ①転用地の情報(地番、転用前及び転用後の用途、転用日) ②転用の経緯等(協議関係課、協議経過など)を記入すること。		□
3-2	設計説明書(公共施設の整備計画) (第 4 -2 号 様式)	-	-	○	○	・該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 ・該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など		□
3-3	新たに設置される(従前の)公共施設一覧表 (第 5 号様式)	-	△	○	○	【共通】 ・該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 ・該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など 【公共施設用地の転用】 ・除去等した公共施設があれば、従前について記入すること。		□
書類 4	信用等に関する書類							
4-2	暴力団等に該当しないことの誓約書 (第 7 号様式)	-	-	○	○	・宛先を「滋賀県知事 《知事名》」と記入すること。 ・法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記入すること。 ・申請者の押印は求めない。		□

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却 21、40 第3項	公共施設 用地の 転用 21、40 第4項	特定盛土等規制区域 における小規模工事 27条		明示等すべき事項	原本の 必要	チ ェ ッ ク
				形質の 変更	土石の 堆積			
4-3	登記事項証明書および住民票記載事項証明書 (所定の様式)	—	—	◎	◎	【届出者が法人の場合】 ・最新情報のもので申請日前 3 か月以内の登記事項証明書の原本を添付すること。 ・さらに、最新情報のもので申請日前 3 か月以内の役員の住民票記載事項証明書の原本を添付すること。 ・なお、住民票記載事項証明書に替えて、個人番号カードの写しの添付を認めるが、個人番号は黒塗りすること。 【届出者が個人の場合】 ・最新情報のもので申請日前 3 か月以内の住民票記載事項証明書の原本を添付すること。 ・なお、住民票記載事項証明書に替えて、個人番号カードの写しの添付を認めるが、個人番号は黒塗りすること。	要	☐
書類 5	公図(字限図)	○	○	○	○	・事業区域内を緑色で着色のこと。 ・地番、地目、所有者名を記載のこと。 ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・里道(赤)、水路(青)を明確に着色のこと。 ・法務局発行印のある原本(許可申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。 ・事業区域が複数の公図にまたがる場合は、公図を合成(転写)し、字限図として転写年月日(許可申請日前3か月以内であること)および転写者名、公図が所在する法務局名を記入のこと。	要	☐
書類 6	土地の登記事項証明書の写し (所定の様式)	○	○	○	○	・法務局発行印のある原本(許可申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。	要	☐
書類 7	現況写真 (任意様式)	○	○	◎	◎	・区域界部および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ・撮影方向位置図を添付すること。(地形図または土地の平面図に記入しても可とする。) ・区域界を赤線で明示すること。		☐
書類 8	土量計算書 (任意様式)	—	—	○	○	・形質の変更の場合は、原則、事業規模や造成箇所に応じた適切な間隔の断面における平均断面法により土量を算出すること。 ・土石の堆積の場合は、最大時の土量を算出すること。		☐
図面 1	位置図	○	○	◎	◎	・方位、道路および目標となる地物 ・縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ・事業区域は、赤色に着色すること。		☐
図面 2	地形図	○	○	◎	◎	・方位、土地の境界線(赤枠) ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・2mの標高差を示す等高線		☐
図面 3	土地の平面図 (造成計画平面図)	○	—	◎	◎	【共通】 ・方位、土地の境界線(赤枠)、断面図作成箇所(記号等) ・他法令等に基づく工事範囲(許可日および番号) ・官民境界確定線(確定日および番号) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 【形質の変更】 ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨(理由) 【土石の堆積】 ・縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ・土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状) ・地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容(断面図と照合できる		☐

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却 21、40 第3項	公共施設 用地の 転用 21、40 第4項	特定盛土等規制区域 における小規模工事 27条		明示等すべき事項	原本の 必要	チ ェ ッ ク
				形質の 変更	土石の 堆積			
						番号等) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容(断面図と照合できる番号等)		
図面 4	土地利用計画 平面図	○	—	○	—	形質の変更(宅地造成または特定盛土等)の場合に添付すること。 ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色等)とすること。 (着色については、開発許可制度に基づく取扱基準(作成要領)を参考のこと) ・事業完了後の土地利用、形状および計画高を示す図とすること。 ・方位、区域の境界 ・公共施設の位置、形状 ・予定建築物の形状、規模、用途 ・擁壁の位置、種類、高さおよび延長 ・公益的施設の位置、形状 ・宅地(一区画)面積 ・事業区域内道路の幅員 ・事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ・事業区域界の明示方法(鉾、杭、構造物等) ・事業区域外既存道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ・雨水および汚水の排水系統 ・河川名、水路名およびその流向 ・樹木または樹木の集団の位置ならびに緩衝帯の位置および形状 ・道路法や法定外公共物など他法令等に基づく工事施工範囲と構造物等の名称など		□
図面 5	土地の断面図 (造成計画断面 図)	○	—	◎	◎	【共通】 ・対象行為をする前後の地盤面 ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・縮尺 1/100 以上(縮尺明示) 【形質の変更】 ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示すること。(崖の高さ、盛土切土の高さを明示すること。) なお、砕石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 【土石の堆積】 ・最大時の形状、高低差の著しい箇所(最大時の堆積高さを明示すること。) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容(平面図と照合できること。)		□
図面 6	雨水排水計画 平面図	—	—	◎	○	【共通】 ・土地の平面図(造成計画平面図)と兼ねてもよい。(縮尺同程度) ・方位、土地の境界線(赤枠) ・事業区域内(放流先河川等含む)の排水方向を矢印で明示すること。 ・雨水排水区域の区域界(事業区域内の集水区域、集水面積)※別の図面でも可 【形質の変更】 ・污水排水管接続先の位置、形状および名称 ・污水排水管の勾配および管径 ・遊水池(調整池)の位置および形状 ・排水施設の位置、勾配、形状(名称)、延長、標高(勾配の根拠)等 ・道路側溝その他の排水施設の位置 ・排水管の位置、勾配、管径(名称)、延長、標高(勾配の根拠)等 ・人孔の位置および人孔間距離 ・吐口の位置 ・放流先河川および水路の名称、位置および形状 ・予定建築物等の敷地の形状および計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・法面(がけを含む。)および擁壁の位置および形状		□

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却 21、40 第3項	公共施設 用地の 転用 21、40 第4項	特定盛土等規制区域 における小規模工事 27条		明示等すべき事項	原本の必要	チェック
				形質の 変更	土石の 堆積			
図面7	構造図 (崖の断面図) (擁壁の断面図) (崖面崩壊防止 施設の断面図)	○	—	○	—	・縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ・全ての構造物を表示すること。(構造計算書等と対照が可能なものであること。) ・各構造物の仕様や設計条件等、必要事項を記入すること。 ・擁壁構造図について以下の点に留意し作成すること。 ①擁壁断面図 ア)勾配、全高、見え高、根入長等を明示すること。 イ)構造体、基礎の各寸法および材質・強度を明示すること。 ウ)配筋について明示すること。(種別、鉄筋径、ピッチ、かぶりなど) エ)背面排水工を明示すること。(水抜穴、裏込材などの材質、寸法) なお、透水マットを使用する場合は、製品名を明示すること。 オ)二次製品の場合は製品名(宅造認定品の場合はその旨も)を表示すること。 カ)任意設置擁壁の場合はその旨を表示すること。 ※上記項目については、記号等の明示としておき、後述の構造等一覧表に表示することでも可。 ②構造等一覧表 ア)勾配、全高、見え高、根入長等を明示すること。 イ)構造体の各寸法を明示すること。 ウ)配筋について明示すること。(種別、鉄筋径、ピッチ、かぶりなど) エ)背面排水工の「有」、「無」を明示すること。 オ)必要地耐力(設計上の許容応力度)を明示すること。 カ)隅角部の有無を明示すること。 キ)任意設置擁壁の場合は、摘要欄にその旨を明示すること。 ③鉄筋加工図(該当に応じて) ④設計条件および特記事項 設計条件の各数値は、構造計算書の諸元値と整合させること。 ⑤隅角部補強図 該当箇所に応じて、単鉄筋図および複鉄筋図を明示すること。 ・崖面崩壊防止施設構造図は、上記の擁壁構造図の留意事項に準じて作成すること。 ・擁壁で覆わない崖面がある場合は、崖の高さ、勾配および土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ)、盛土または切土をする前の地盤面ならびに崖面の保護の方法を示した断面図を明示すること。 ・道路法や法定外公共物など他法令対象の構造図は、構造物に対象法令を明記すること。		□
図面8	擁壁等展開図 (擁壁の背面図) (崖面崩壊防止 施設の背面図)	—	—	○	—	【共通】 ・縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ・全高、見え高、根入長等を明示すること。(構造図等と整合させること。) ・擁壁等の勾配、材料の種類および寸法、裏込めコンクリートの寸法、水抜穴の配置・材料・内径、透水層の位置および寸法を明示すること。 ・主要地点の擁壁等の前面地盤高(根入れ高さとなる部分)を明示すること。(造成計画平面図および造成計画断面図と整合させること。) 【擁壁】 ・隅角部補強の位置を明示すること。また、隅角部の折れ点から目地までの距離を明示すること。 ・端数処理を行う箇所を明示すること。 ・目地位置および目地の厚さを明示すること。 ・擁壁の折点について、隅角部(135度以下)かどうか、角度を明示すること。 ・見え高が1m以下であることを確認するために、任意設置擁壁についても展開図を作成すること。また、任意設置擁壁である旨を明示すること。		□
図面9	求積図(丈量図)	○	—	○	○	【共通】 ・土地の平面図(造成計画平面図)と同等の縮尺(縮尺明示) ・原則、座標求積とすること。(CAD求積も可とする。) ・次の①および②の両方の面積にかかる求積図(丈量図)を添付すること。 ①土地の面積 ②行為をする土地の面積		□

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却 21、40 第 3 項	公共施設 用地の 転用 21,40 第 4 項	特定盛土等規制区域 における小規模工事 27 条		明示等すべき事項	原本の 必要	チ エ ッ ク
				形質の 変更	土石の 堆積			
						・外周長(辺長)を明示すること。なお、官民境界確定部分は、辺長を確定協議書に整合させること。 ・面積は小数第2位まで明示すること。 ・測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。 【形質の変更】 ・①において、土地利用計画平面図(および設計説明書)における土地利用計画ごとの面積と整合した求積図を別途、添付すること。(宅地、道路用地、公園など)		
その他	その他必要な図書等	○	○	○	○	・その他、必要と判断した場合に添付を求めることがある。		□